

介護が必要かどうか、 からだの状態を調べます

○町の職員、あるいは町が委託した介護支援専門員が家庭を訪問し、本人のからだの状態を調査に伺います。必要に応じて、家族からふだんの暮らしぶりなどを伺います。

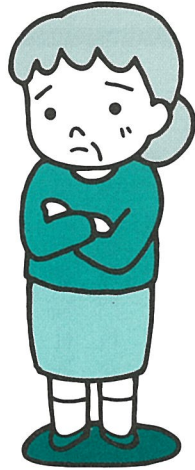
○本人のからだの調査と同時に、町では、かかりつけの医師に心身の障害の原因となっている病気や負傷に関する意見、医学的な管理の必要性などを「意見書」として書いてもらいます。(かかりつけ医がいなときは、町が指定する医師の診察を受けていただくことになっています。)

○面接調査の結果とかかりつけ医の意見書をもとに、介護認定審査会で判定が行われます。



要介護認定の審査結果に異議がある場合には

要介護と認定されなかったことや要介護認定に不服があるときは、県の「介護保険審査会」に不服審査の申し立てができます。



認定の結果が出ます

○申請の日から30日以内に、町から要介護認定の結果が文書で通知されます。

要介護・要支援の認定を受けた場合は、本人や家族で相談して、居宅サービスあるいは施設サービスを選びます。ただし、要支援(虚弱)の認定を受けたときは、居宅サービスのみ利用できます。

◆たとえば山田さんには、「要介護4」の認定通知がありました。



介護認定審査会は何をする

介護認定審査会は、保健・医療・福祉など、5～6人の専門職で構成され、介護の審査判定を合議で行う。ここでは、次の2点が決められる。

- ①介護保険の対象となる人かどうか
- ②そして、どのくらいの介護が必要か

